

別記

第1号様式（第2条関係）

令和8年5月1日

喜界町長 殿

団体名	喜界町役場
代表者	住所 喜界町湾 1746 番地
	氏名 喜界 一郎
	電話 0997-65-1111

協 定 申 込 書

喜界町道路環境整備事業実施要綱第2条第1項の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

1. 路線名：中西～長嶺線
2. 区間延長：400m
3. 作業内容：草刈り
4. 活動人数：8人
5. 添付書類

（1）活動予定箇所の地図

（2）活動構成員名簿



第3号様式（第4条関係）

活動計画書

令和8年6月1日

1. 団体名 喜界町役場
2. 代表者 住所 喜界町湾 1746 番地  
氏名 喜界 一郎  
電話 0997-65-1111

3. 活動予定箇所等

活動予定年月日	実施予定路線名及び延長	活動内容	活動予定人数
令和8年 10月3日	中西～長嶺線 200m	道路路肩の草刈（両側）	9名
令和9年 2月6日	中西～長嶺線 200m	道路路肩の草刈（両側）	7名
計	400m		

添付書類

- (1) 活動予定箇所の地図（※協定申込時と同じであれば不要）
- (2) 活動構成員名簿（※協定申込時と同じであれば不要）

別紙 活動構成員名簿（※協定申込時と同じであれば不要）

団 体 名	喜界 一郎
代表者氏名 (電話番号)	喜界 一郎  (TEL : 0997-65-1111)
代表者住所	喜界町湾 1746 番地

番号	氏名	年齢	住 所	備 考
1	喜界 一郎	40	喜界町湾〇〇番地	
2	喜界 二郎	35	喜界町荒木〇〇番地	
3	喜界 三郎	30	喜界町志戸桶〇〇番地	
4	喜界 四郎	18	喜界町湾〇〇番地	
5	喜界 五郎	17	喜界町赤連〇〇番地	
6	喜界 六郎	17	喜界坂嶺〇〇番地	
7	喜界 七郎	16	喜界町上嘉鉄〇〇番地	
8	喜界 八郎	16	喜界町池治〇〇番地	
9	喜界 九郎	16	喜界町赤連〇〇番地	

令和9年2月8日

喜界町長 殿

団体名 喜界町役場  
代表者 住所 喜界町湾 1746 番地  
氏名 喜界 一郎  
電話 0997-65-1111

活動実績報告書

道路草刈活動を実施したので、喜界町道路環境整備事業実施要綱第6条第3項の規定により、次のとおり報告します。

活動実施箇所等

実施年月日	実施路線名及び区間	活動内容	活動人数
令和8年 10月3日	中西～長嶺線 200m	道路路肩の草刈（両側）	9名
令和9年 2月6日	中西～長嶺線 200m	道路路肩の草刈（両側）	7名
計	400m		

※以下は道路管理者確認欄のため未記入

年 月 日に現地確認を行い、上記実績報告書のとおり実施されたことを確認しました。

年 月 日

確認者

第6号様式（第6条関係）

令和9年2月10日

喜界町長 殿

団体名 喜界町役場  
代表者 住所 喜界町湾 1746 番地  
氏名 喜界 一郎  
電話 0997-65-1111

活動奨励金請求書

喜界町道路環境整備事業実施要綱第6条第3項の規定により、次のとおり請求します。

1. 請求金額 20,000 円

ただし、道路草刈活動奨励金として

2. 口座

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	〇〇〇銀行 本店 ( 〇〇〇 ) 支店 ( ) 出張所		
預金種別	普通・当座・その他 ( )		
口座番号	12345678		
口座名義	フリガナ	キカイ イチロウ	
	氏名	喜界 一郎	

事故等報告書

令和8年10月3日

喜界町長 殿

団体名 喜界町役場  
代表者 住所 喜界町湾 1746 番地  
氏名 喜界 一郎  
電話 0997-65-1111

喜界町道路環境整備事業において事故等が発生しましたので、喜界町道路環境整備事業実施要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事故発生日時	令和8年10月3日（土曜日）10時00分
2. 使用者氏名 （ふりがな）	きかい さぶろう 喜界 三郎 （H30年8月3日生 30歳 男・女）
3. 事故等の種類	人対車両事故
4. 事故等発生場所	中西～長嶺公園線（花良治地内）
5. 事故等の相手方 （氏名・住所・連絡先）	喜界 十郎 喜界町湾〇番地 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
6. 怪我の状況等	軽い右腕打撲（病院受診の結果入院なし）
7. 事故の原因・状況等（事故の発生状況や経過について詳細に記載すること）	<p>活動計画書のとおり、9名体制で草刈り作業を行っており、1人約10mごとに作業を行い、1区間が終了したら次の区間で作業を行うこととしていた。</p> <p>喜界三郎が最初の区間の作業を終え、次の作業区間へ向かっている際に、後ろから走行中の車両と衝突した。</p> <p>車両衝突の直前にお互いが気づき、車両は速度減が図られ、喜界三郎は受け身を取ることができた。</p> <p>作業看板を設置していたが、車両が徐行していなかったこと（気づいていたが油断していたとのこと）、また、作業看板を設置していることにかまけて、喜界三郎が移動の際の後方確認等を怠ったことが原因と考えられる。</p>